

2022年4月7日

吸収合併に関する事後備置書類

東京都中央区京橋2丁目2番1号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 本名 均



当社とイーレックス・ビジネスサービス合同会社（以下、「EBS」といいます。）間で締結した2022年1月7日付合併契約書に基づく、当社を吸収合併存続会社、EBSを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事項は、次のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第789条及び第793条の規定による手続の経過

EBSは、会社法第789条第2項、第3項及び第793条第2項の規定に基づき、2022年2月7日付の官報及びに日刊工業新聞に合併公告を掲載しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第796条の2の規定に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第797条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年2月7日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日から2022年3月7日までの間、電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、EBS からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

該当事項はありません。

6. 会社法第 921 条の規定による変更の登記をした日

2022 年 4 月 15 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上